

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

平成 29 年 2 月 9 日
厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

厚生労働省では、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案」について、平成 29 年 1 月 10 日から同年 1 月 23 日までご意見を募集したところ、計 208 通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

回答 番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1.	保育士が不足している中、職員の半数以上を確保することは困難である。	<p>今回の改正では、人員配置基準上必要な職員の数について、保育士だけではなく、児童指導員又は障害福祉サービス経験者とし、その半数以上については保育士又は児童指導員でなければならないこととするものです。</p> <p>なお、人員配置基準上必要な数は職員全員ではなく、例えば、定員10人の事業所であれば2人が人員配置基準上必要とされ、そのうちの1人が保育士又は児童指導員のどちらかである必要があります。</p>
2.	障害福祉サービス経験者について、どの程度の経験をいうのか。経験年数を明記すべき。	障害福祉サービスの経験については2年以上とする旨を省令において規定しています。
3.	作業療法士や理学療法士も人員配置基準に加えるべきではないか。	作業療法士や理学療法士等については、人員配置基準における機能訓練担当職員としてお示ししており、現行の規定においても、機能訓練担当職員として配置されている作業療法士等が専ら放課後等デイサービスの提供にあたる場合には、人員配置基準上必要な数に含めることができるとされています。今回の改正においても、従来と同様、作業療法士等を保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者の中に含めることができるとしています。
4.	人材確保が困難であるため、教員免許所持者や学校教育法第1条に規定している学校の勤務経験者でもよいのではないか。	現行の規定においても、児童指導員の要件には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校のいずれかの教諭となる資格を有する者が含まれています。
5.	最近の放課後等デイサービスは介護経験しかない事業主や大人の障害者の支援経験しかない人などが多くなっていると感じており、障害・子どものことはわからないなどと言います。やはり障害児を専門に支援してきた者の配置が必要です。厚生労働省の案は甘過ぎます。	障害児の支援については、子どもや障害児に対する知識・経験を有する者が行う必要があると考えます。また、障害の特性に応じた支援に関する知識・経験についても、放課後等デイサービスにおける支援を行う上で有益と考えられることから、障害福祉サービス経験者についても配置できることとしています。

6.	<p>施行予定日があまりにも急ではないか。経過措置を設ける予定はないのか。</p>	<p>放課後等デイサービスの質の向上については、以前より指摘をいただき、平成27年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置が求められており、今般、平成29年1月6日に当該審議会に見直し案について諮り、了承されました。</p> <p>なお、人員配置基準の改正については、既存の事業所について経過措置を1年設けることとしています。</p>
7.	<p>今回の改正は賛成だが次の点についても考慮していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置はあまり長く設けないこと ・無資格者が3年以上放課後等デイサービスに従事していれば児童指導員としてみなされるが、既存の何もしていない事業所の職員も児童指導員となってしまう質の向上につながらない。 	<p>既存の事業所については経過措置を1年設けることとしています。</p> <p>児童指導員の資格要件に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8.	<p>今回の改正は未経験者の就労機会を奪うこととなるのではないか。</p>	<p>今回の改正は人員配置基準上必要な数について適用されるものであり、職員全体に係るものではなく、人員配置基準を超えて配置されている職員に対しては適用されません。</p>
9.	<p>有資格者の配置は直接支援の質の向上につながるとは言えない。</p> <p>医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害など、より配慮が必要な子どもを支援しているところ、きちんと療育をしているところを適切に評価してもらいたい。</p>	<p>支援の評価の在り方については、次期報酬改定の議論の中で検討してまいります。</p>
10.	<p>資格の有無を基準とするのではなく、研修プログラムを作り、それを資格要件に取り入れる方が質の向上に繋がるのではないか。</p>	<p>今回の改正は、人員配置基準上必要な数の職員について、障害児・児童・障害者の知識・経験を有する者の配置を通じて、支援の質の確保・向上を図るものです。研修プログラムを作成すべきとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

11.	<p>放課後等デイサービスの人員基準のみ厳しくした場合、児童発達支援に流れることが考えられる。児童発達支援についても人員基準を見直す必要があるのではないか。</p>	<p>児童発達支援についても支援の質の確保の観点からガイドラインの策定を進めております。人員配置基準については、今回の改正では、喫緊の課題である放課後等デイサービスについて見直しを行うこととしています。</p>
12.	<p>運営上問題がある事業所が自己評価を適切に行うとは思えない。行政による指導を強化すべきではないか。</p>	<p>今回の改正では、評価を行う事項を基準に規定し、公表を義務付けることにより、適切な評価を行うことを促しています。自己評価結果等については、都道府県等における実地指導等でも確認することとし、事業所に対する指導等に活用していくことを考えています。</p>
13.	<p>現状として療育を行っている事業所と単なる預かりの事業所があり、両者を同じ基準で評価するのは難しいのではないかと思われる。</p> <p>よって、「療育型」と「預かり型」に分け、基準や報酬を区別したほうが良いのではないか。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>